随意契約及び比較見りを徴収しない理由書

工事名称：一級河川　尻無川　尻無川水門主水門桁補修工事

（理由）

西大阪治水事務所が管轄する尻無川水門は、高潮・津波発生時に閉鎖し、府民の生命と財産を守る重要な役目を果たす防災施設であり、安全で確実に操作を行うため施設の機能維持を適正にはかる必要がある。

本工事は、尻無川水門主水門の桁の腐食劣化箇所を補修するものである。

当該施設は製作会社独自の技術や設計で製作されており、施工にあたっては、主水門全体の設計上の断面性能を確保できるよう、補修部材を選定し、最適な当板溶接による扉体補修が不可欠である。したがって本工事を履行するにあたっては、設計・製作において当該施設の機能・構造に精通し、水門に関する設計資料及び専門知識等の特別な能力が必要である。

以上のことから、当該施設（尻無川水門）の設計、製作、据付に関わった、三菱重工メカトロシステムズ（株)より事業譲渡された佐藤鉄工（株）大阪営業所以外にその能力を有するものがいないため、大阪府財務規則の運用第６２条関係２項第１号の規定により比較見積書の徴取を省略し、同社より徴する見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号の規定により同社と随意契約を締結したい。